

ひとり親福祉のしおり



手当について (所得制限あり)

項目	内容	問い合わせ先
児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(一定の障害を有する場合は20歳未満) 児童を養育しているひとり親家庭、またはそれに準ずる方が対象です。 ■内容■ 受給者等の所得に応じて月額10,160円~43,070円の手当を支給します。なお、手当額は児童が2人以上いる場合には2人目の児童に月額5,090円~10,170円が、3人目以降の児童一人につき月額3,050円~6,100円が加算されます。	子育て相談課 手当・助成係 042-555-1111 内線 235~237
児童育成手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(一定の障害を有する場合は20歳未満) 児童を養育しているひとり親家庭、またはそれに準ずる方が対象です。 ■支給月額 育成手当(児童一人につき) 13,500円 障害手当(児童一人につき) 15,500円	

医療費助成

項目	内容	問い合わせ先
乳幼児医療費	6歳到達後最初の3月31日までの間にある乳幼児を養育して	子育て相談課
(マル乳)	いる方が対象です。	手当・助成係
義務教育就学児	義務教育就学児(小学校1年生~中学校3年生)を養育している方	042-555-1111 内線 235~237
医療費(マル子)	が対象です。	内板 200, 201
ひとり親家庭等	18歳に達した日の属する年度末日(一定の障害を有する場合	
医療費(マル親)	は20歳未満)までの児童を養育しているひとり親家庭及びひ	
(所得制限あり)	とり親家庭に準ずる家庭が対象です。	

貸付について

項目	内容	問い合わせ先
東京都母子及び父	都内に6か月以上お住まいのひとり親で、20歳未満のお子さ	子育て相談課
子福祉資金	んを扶養している方が対象の貸付制度です。 ■資金の種類■	子ども家庭支援 センター係
	技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、 転宅資金、修学資金、修学支度資金等	O42-555-1111 内線 239
東京都女性福祉資金	都内に6か月以上お住まいの配偶者がいない女性が対象の貸付制度です。 ■資金の種類■ 技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、 転宅資金、修学資金、修学支度資金等	

仕事について

項目	内容	問い合わせ先
母子・父子自立支援 プログラム策定事業 (就業支援)	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親を対象に、自立 支援プログラム策定員(母子・父子自立支援員)が個々の状況、 ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークと 連携し、きめ細やかに就業を支援します。	子育て相談課 子ども家庭支援 センター係 042-555-1111
母子家庭及び父子家 庭高等職業訓練促進 給付金	児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準のひとり親家庭の親が、指定国家資格を取得するために養成機関等で6カ月以上修業する場合に生活費の負担軽減のために給付金を支給します。 ※デジタル分野の民間資格も対象です。(令和4年度限り) ※「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」 高等職業訓練促進給付金の支給対象となった方に、入学時や就職時に必要な経費を貸し付けます。返還免除規定があります。 (詳細は羽村市社会福祉協議会に問い合わせてください。)	内線 239
母子家庭及び父子家 庭自立支援教育訓練 給付金	児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準のひとり親家 庭の親が、教育訓練に関する講座を受講したい場合に、修了後 に受講料の一部を支給します。	
ひとり親家庭高等学 校卒業程度認定試験 合格支援	ひとり親家庭の親及び20歳未満の子の学び直しを支援します。より良い条件で就職できるよう、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費の一部を支給します。	

子どものこと

項目	内容	問い合わせ先
保育園 (市内に 12 園)	保護者(同居の親族などを含む)の就労や病気、出産等のため、 家庭で保育することができないお子さんを保護者に代わって 保育することを目的とした施設です。	子育て支援課 保育・幼稚園係 042-555-1111
認定こども園 (市内に3園)	幼児教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援を行う施設です。	│ 内線 231~233 │ │
家庭的保育 (市内に2人)	家庭的保育者の居宅において少人数を対象とし、きめ細やかな保育を行います。	
認証保育所 (市内に2園)	東京都の認証を受けた保育施設です。	
幼稚園(市内に7園)	保護者の就労に関わらず幼児教育をする施設です。	
その他の保育サービス	 ◇一時預かり保育 保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭などの理由により、緊急又は一時的に保育が必要となる未就学のお子さんをお預かりする事業です。 ◇定期利用保育パートタイム勤務や短時間労働など、保護者のさまざまな事情に対応してお子さんを継続的にお預かりする事業です。 	

項目	内容	問い合わせ先
保育サービス	 ◇病児保育 保護者の仕事等の都合により家庭で保育ができない場合に、病気のお子さんを専用施設で看護師、保育士等が一時的にお預かりする事業です。 ◇病後児保育 お子さんが病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的にそのお子さんお預かりする事業です。 ◇休日保育 年末・年始を除く日曜日・祝日に、保護者の就労等により保育が必要となるお子さんをお預かりする事業です。保育施設に在籍しているお子さんが対象です。 	子育て支援課 保育・幼稚園係 042-555-1111 内線 231~234
乳幼児 ショートステイ	保護者の病気、事故、冠婚葬祭、病気看護、出張などの理由で一時的に保育ができなくなった場合に 7 日以内の期間でお子さんを保育する事業です。宿泊も可能です。 ・対象年齢 生後57日~未就学児 ・実施施設 社会福祉法人 東京恵明学園 青梅市友田町 2-714-1	子育て相談課 子ども家庭支援 センター係 042-555-1111 内線 266~269 (直通) 042-578-2882
学童クラブ	小学校1年生から3年生までのお子さんで、放課後帰宅しても 保護者が就労・病気などの理由で、家庭において充分にお子さ んを監護できない場合に保護者に代わって一定時間お預かり する施設です。	子育て支援課 児童青少年係 042-555-1111 内線 262~264
子育て世代包括支援センター「羽っぴー」	妊娠期から子育て期(18歳未満)に関する相談に応じています。 必要に応じて各種情報を提供したり、関係機関と連携を取ったりしながら支援します。 相談窓口は、子ども家庭支援センター(市役所2階)、母子保健・相談係(保健センター内)の2か所にあります。 ◇子ども家庭支援センター 子どもと家庭に関する総合相談(市役所2階)と各児童館での子育て相談を行っています。 ◇母子保健・相談係 母親学級・両親学級、乳幼児健診、歯科健診、育児相談、離乳食講習会など幅広く事業を実施しています。産後のメンタル相談、お子さんの発達面に関する総合的な相談(ことばやこころの相談)も実施していますのでお気軽にご相談ください。詳細は、電話または市の公式サイトでご確認ください。	子育て相談課子ども家庭支援センター係の42-555-1111内線 266~269(直通)の42-578-2882子育て相談課母子保健・相談係の42-555-1111内線 692~697
ファミリー・サポ ート・センター 事業	育児の手助けをしたい方(協力会員)と育児の手助けが必要な方(利用会員)が会員登録をし、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする活動です。 対象児童:市内在住、在勤で生後6か月以上小学6年生までサポート内容:保育施設等の送迎や児童の一時預かりなど	羽村市ファミリー・ サポート・センター (羽村市社会福祉 協議会内) 042-554-0304
シルバー人材セン ターの育児支援 サービス	子育てをしている家庭が、安心とゆとりをもって子育てができるように育児支援を行っています。産前産後の家事援助や保育施設等の送迎など、経験豊富な会員がお手伝いします。	(公社) 羽村市シル バー人材センター 042-554-5131

その他の支援

項目	内容	問い合わせ先
	<u> </u>	
ひとり親家庭	小学生(場合によっては中学生まで)以下の児童のいるひとり	子育て相談課
ホームヘルプ	親家庭で、家事または育児などの日常生活に支障をきたしてい	子ども家庭支援
サービス事業	る方に対して、ホームヘルパーを派遣します。なお、該当条件 がまります	センター係
	があります。 ◇ホームヘルパーが行う業務内容	O42-555-1111 内線 239
	◇バームベルバーが17つ業務内合 育児、家事全般	
	◇派遣自数・時間・資用 派遣回数は原則として月 12 回以内	
	業務時間は午前 7 時~午後 10 時の間の、1 日 2 時間以上	
	8時間以内。なお所得に応じて自己負担があります。	
おおなる		原金を行うに記
都営交通の	児童扶養手当を受けている世帯員のうち1人に限り対象です。 ◇都営交通の全区間の無料乗車券が発行されます。	障害福祉課 障害福祉係
無料乗車券	◇部舎文題の主と同の無料来単分が光行されます。 ◇手続きに必要なもの・・・児童扶養手当証書	042-555-1111
		内線 173・174
	旧卒仕美工火を収録しているセナセは、そのたと同じの出世日	
JR 通勤定期乗車券	児童扶養手当を受給している方または、その方と同一の世帯員	子育で相談課
の割引	で、通勤定期券を必要とする方が対象。子育て相談課で手続き	手当·助成係 042-555-1111
	後、特定者資格証明書・購入証明書を持って JR の窓口で購入 してください。※普通定期の 3 割引	内線 235~237
		. 55
廃棄物処理手数料の	児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯の方に、市	生活環境課
免除等	指定収集袋(ごみ袋)の交付、粗大ごみ等の廃棄物処理手数料	生活環境係
	の免除制度	042-555-1111
	◇手続きに必要なもの 児童扶養手当証書または、特別児童扶養手当証書	内線 204~205
TFA# 1 1 2 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1		
受験生チャレンジ	中学3年生及び高校3年生等を対象に、学習塾などの費用や、	羽村市社会福祉協議会
支援貸付事業	高校や大学などの受験費用について無利子で貸付を行うこと	042-554-0304
	により、一定所得以下の世帯の子どもへの支援をします。高校 や大学等に入学した場合等、一定の条件を満たせば返済が免除	
	や人字寺に人字した場合寺、一定の条件を洞たせは返済が兄妹 になります。	
羽村市ひとり親寡婦	会員同士の悩みを話し合ったり、自立促進のための活動やレク	
福祉協議会	リエーションを行ったりします。入会は気軽に問い合わせ先に	042-555-4033
	ご連絡ください。◇親睦交流会、子育て相談等 	
学習支援事業	経済的に困難のある家庭の中学生を対象に、週1回2時間程	社会福祉課
	度、市内の公共施設において学習支援を行います。	庶務係
	支援員と学習ボランティアが勉強の仕方をサポートし、将来の	042-555-1111
	進路などを考えるお手伝いをします。	内線 477~478

相談

ひとり親の皆さんが抱えているいろいろな悩みごとの問題解決を図るため、面接や電話による相談を母子・父子自立支援員が行っています。来所による面接はお電話にてご予約ください。 ◇相談日◇

月曜日~金曜日 ※祝日・年末年始は休み午前8時30分~午後5時 ※正午~午後1時を除く。

◇受付の窓口◇子育て相談課子ども家庭支援センター係TEL 042-555-1111 内線239



色々な相談窓口

生活自立相談窓口	042-555-1111 内線 107	9:00~17:00 月~金
(羽村市社会福祉課)		
女性・SOGI 悩みごと相談	042-555-1111 内線 541	13:30~16:30
羽村市秘書広報課市民相談係		第 1 • 3 • 5 水 ※要予約
女性等悩みごと相談	042-551-1529	9:00~13:00
福生市秘書広報課広報広聴係		第2・4 水 ※要予約

DV 相談

東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455	毎日9:00~21:00 (年末年始を除く)
東京ウィメンズプラザ (男性のための悩み相談)	03-3400-5313	月・水・木 17:00~20:00 土 14:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
東京都女性相談センター	03-5261-3110	月~金9:00~21:00 土・日・祝日・年末年始9:00~ 17:00
東京都女性相談センター 多摩支所	042-522-4232	9:00~16:00 (土・日・祝日、年末年始除く)
警視庁総合相談センター	03-3501-0110	8:30~17:15 (土・日・祝日、年末年始除く)
DV 相談+(プラス)	0120-279-889	電話・メール 24時間受付 チャット 12:00-22:00受付

ひとり親の生活相談

東京都ひとり親家庭支援センター	042-506-1182	9:00~17:30
はあと多摩		(月・水・木・土・日・祝)
(生活相談・仕事・養育費・離婚		9:00~19:30 (火・金)
前後の法律相談・面会交流支援)		
しんぐるまざあず・ふぉーらむ	050-3196-1114	16:00~21:00 火•木
	※メール相談可	(祝日は休み)

養育費・面会交流についての相談

養育費等相談支援センター 年末年始を除く 0120-965-419 03-3980-4108(携帯電話から)

養育費や面会交流は子どもの将来のために大切なことです!

養育費や面会交流については、口約束ではなく、書面に残しておくことが重要です。実際に 養育費を支払ってもらえない、面会交流させてもらえない場合に強制執行の手続きが行える 『公正証書』や『調停調書』などの公的な書類にしておくことをお勧めします。

書面で取り決めをしましょう!

養育費について

養育費の算定表





法律相談

法律相談 (羽村市秘書広報課市民相談係)	042-555-1111 内線 541	13:30~17:00第1木、第2金 9:30~13:00第4土 ※要予約
法テラス多摩	0570-078305	9:00~17:00 平日のみ
	050-3383-5327 (IP 電話)	※要予約

